

5.3 騒音・振動

5.3.1 工事の施行中

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1 調査事項（工事の施行中）

区分	調査事項
予測した事項	・建設機械の稼働に伴う騒音・振動 ・工事用車両の走行に伴う騒音・振動
予測条件の状況	・建設機械の稼働状況（種類、台数、規格、稼働時間、位置） ・工事用車両の状況（種類、台数、時間帯） ・廃棄物等運搬車両の状況（種類、台数、時間帯） ・一般車両の状況（種類、台数、時間帯）
環境保全対策の実施状況	【建設機械の稼働に伴う騒音・振動】 ・「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に規定されている建設機械は、低騒音型を使用する。 ・工事期間中は、工事箇所に応じて鋼製の仮囲い（高さ 3 m）を設置する。 ・低振動型の建設機械の使用に努める。 ・建設機械については、集中稼働しないよう工事内容の平準化及び機械の効率的な稼働に努め、アイドリングストップや不要な空ぶかしの防止を徹底する。 ・建設機械は点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 【工事用車両の走行に伴う騒音・振動】 ・工事用車両の走行にあたっては、規制速度を厳守する。 ・工事用車両の走行に際しては、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップを徹底する。 ・工事用車両の走行ルートは、分散させる。また、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにする。

注 1) 工事用車両の走行に伴う騒音・振動については、工事中に計画地内で稼働している既存のごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響も踏まえて調査を実施する。

注 2) 廃棄物等運搬車両については、既存施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設への搬出入車両とする。

(2) 調査地域

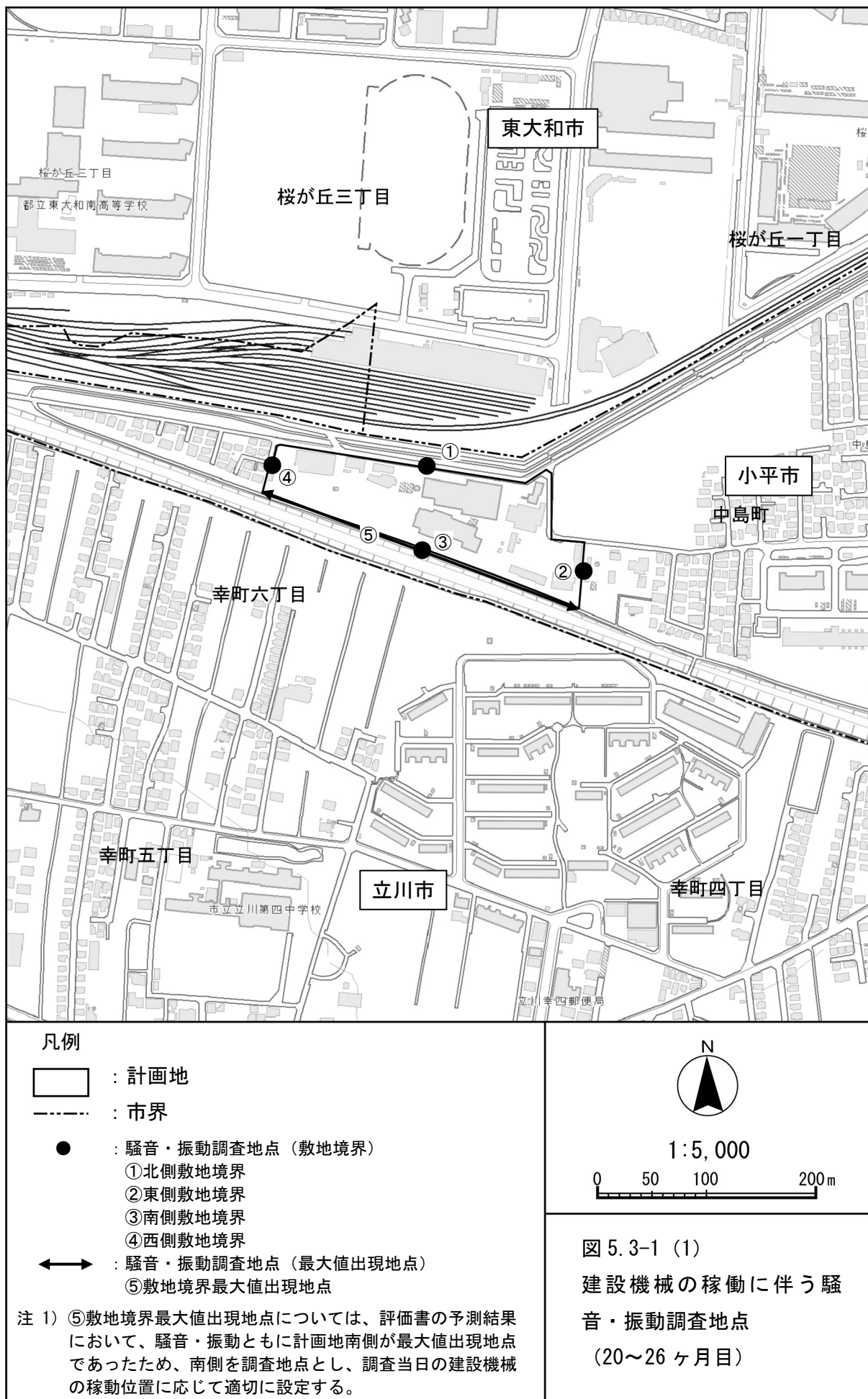
調査地域は、計画地及びその周辺とする。

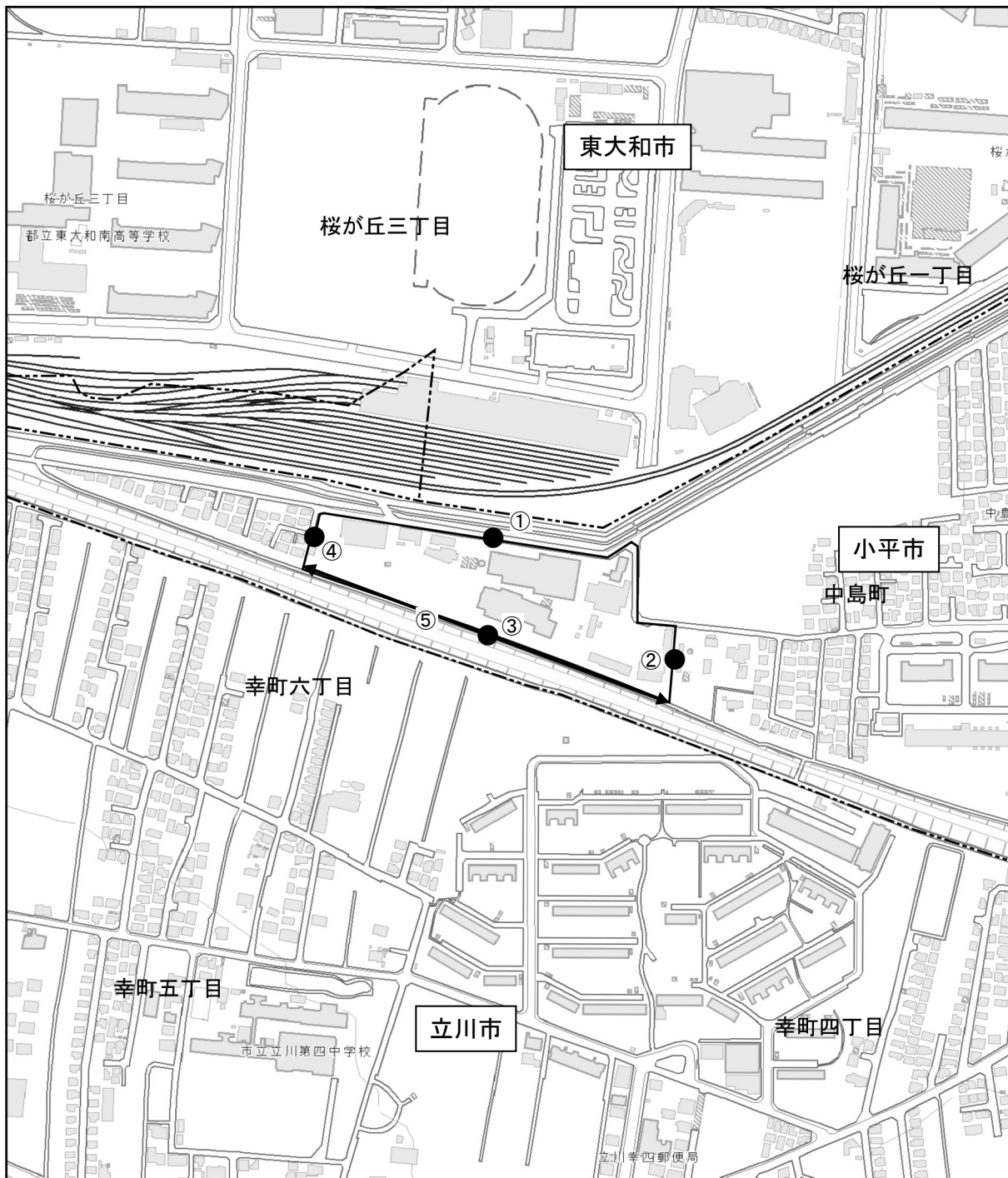
(3) 調査手法

調査手法は、表 5.3-2 に示すとおりである。

表 5.3-2 調査手法（工事の施行中）

調査事項		建設機械の稼働に伴う騒音・振動	工事用車両の走行に伴う騒音・振動
調査時点		工事工種ごとに建設機械の稼働に伴う騒音・振動が最大となる時点（工事経過月数 20～26 ヶ月目、31 ヶ月目、85 ヶ月目）とする。	工事用車両台数が最大となる時点（工事経過月数 31 ヶ月目）とする。
調査期間	予測した事項	工事工種ごとの代表的な 1 日とする。 調査時間は工事時間（8 時～18 時）の前後の作業時間を含む 7 時～19 時とする。	代表的な 1 日とする。 調査時間は工事時間（8 時～18 時）を含む 6 時～22 時とする。
	予測条件の状況	「予測した事項」と同一期間とする。	
	環境保全対策の実施状況	工事の施行中の随時とする。	
調査地点	予測した事項	工事工種ごとに予測地点と同様の計画地敷地境界 4 地点及び敷地境界最大値出現地点とする。（図 5.3-1 参照）	予測地点と同様とし、5 地点とする。（図 5.3-2 参照）
	予測条件の状況	【建設機械の稼働状況】 計画地内とする。	【工事用車両、廃棄物等運搬車両、一般車両の状況】 「予測した事項」と同様の 5 地点とする。
	環境保全対策の実施状況	計画地及びその周辺とする。	
調査手法	予測した事項	【騒音】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める測定方法による。 【振動】 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「JIS-Z-8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法による。	
	予測条件の状況	【建設機械の稼働状況】 種類、台数、規格、稼働時間、位置について、現地調査（写真撮影）等による。	【工事用車両、廃棄物等運搬車両、一般車両の状況】 方向別・車種別・時間別の直接計測及び搬出入記録の整理による。
	環境保全対策の実施状況	現地調査（写真撮影）及び関係資料の整理による。	

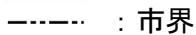




凡例



: 計画地



: 市界



: 騒音・振動調査地点 (敷地境界)

①北側敷地境界

②東側敷地境界

③南側敷地境界

④西側敷地境界



: 騒音・振動調査地点 (最大値出現地点)

⑤敷地境界最大値出現地点

注 1) ⑤敷地境界最大値出現地点については、評価書の予測結果において、騒音・振動ともに計画地南側が最大値出現地点であったため、南側を調査地点とし、調査当日の建設機械の稼働位置に応じて適切に設定する。



1:5,000

0 50 100 200m

図 5.3-1 (2)

建設機械の稼働に伴う騒音・振動調査地点
(31ヶ月目)

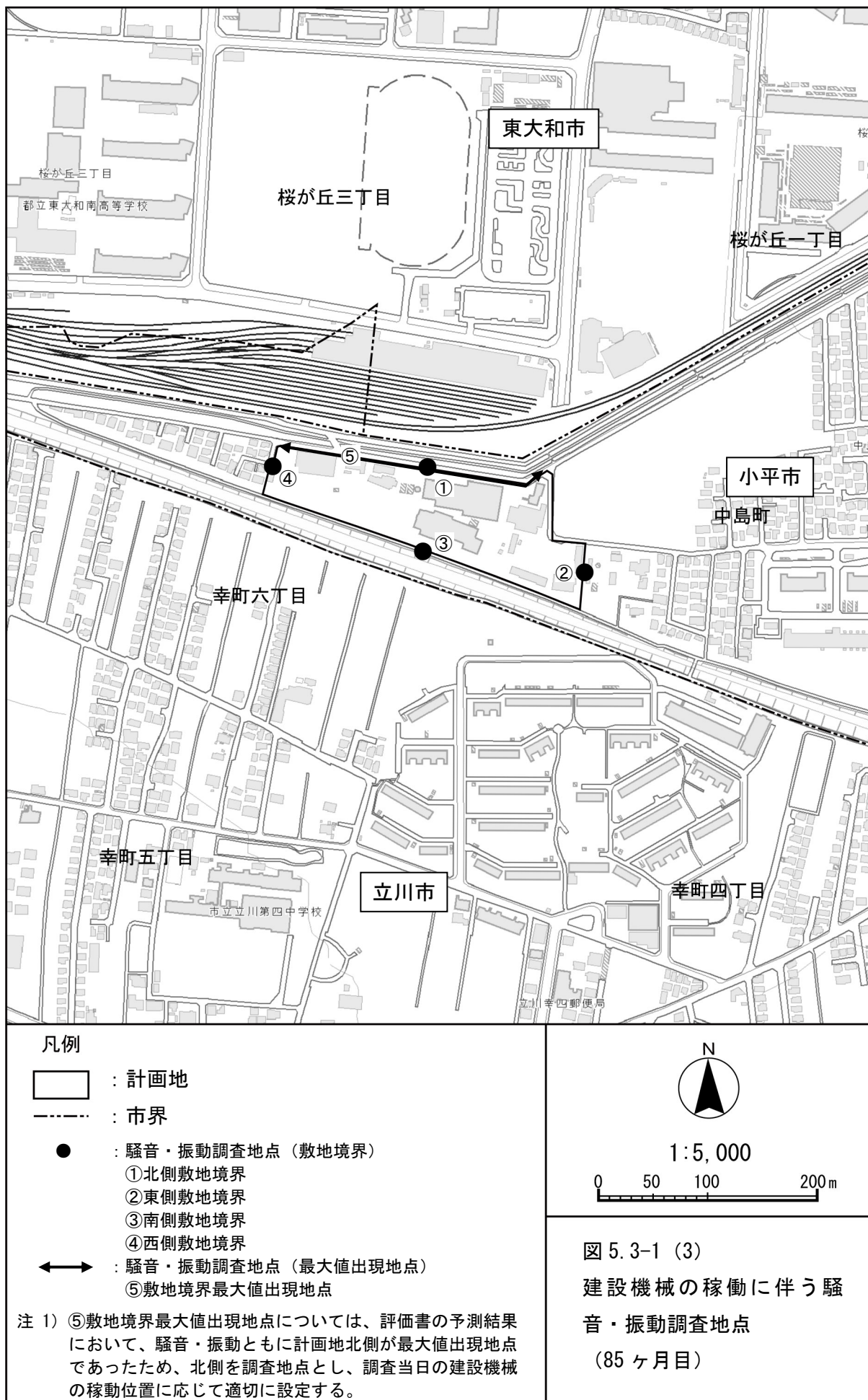




図 5.3-2

工事用車両・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動調査地点

5.3.2 工事の完了後

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.3-3 に示すとおりである。

表 5.3-3 調査事項（工事の完了後）

区分	調査事項
予測した事項	・施設の稼働に伴う騒音・振動・低周波音 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動
予測条件の状況	・施設の稼働状況（設備機器の配置、稼働状況等） ・廃棄物等運搬車両の状況（種類、台数、時間帯） ・一般車両の状況（種類、台数、時間帯）
環境保全対策の実施状況	【施設の稼働に伴う騒音・振動・低周波音】 ・設備機器は原則として建屋内に設置する。また、必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付ける等の対策を行う。 ・設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行う。 ・振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。 ・設備機器は、壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮する。 【廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動】 ・廃棄物等運搬車両の走行にあたっては、規制速度を厳守する。 ・廃棄物等運搬車両の走行に際しては、運転手等の関係者に空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップ等の励行の注意喚起を徹底する。

注 1) 廃棄物等運搬車両の走行に伴う排出ガスについては、計画地内で稼働している（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響も踏まえて調査を実施する。

(2) 調査地域

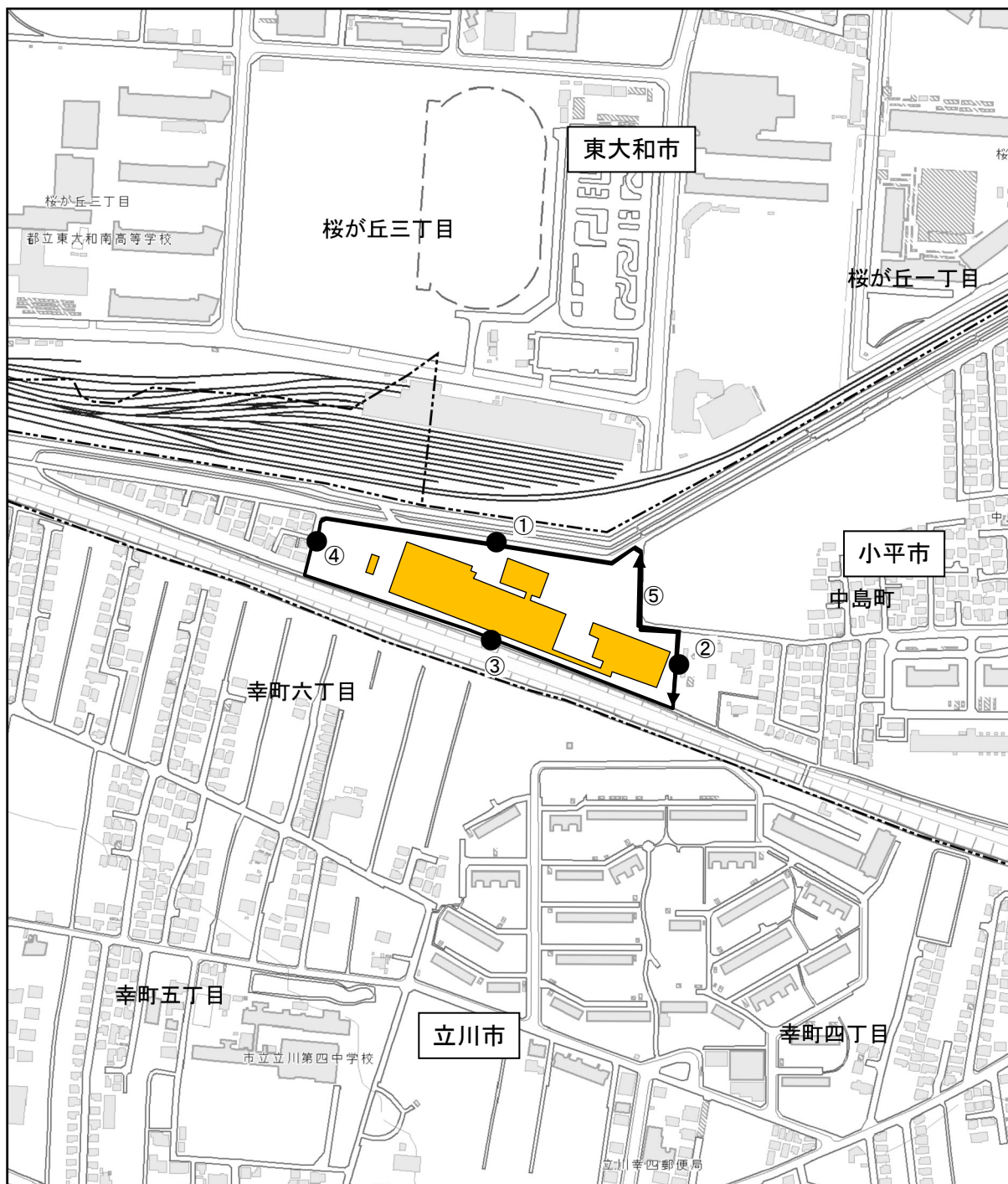
調査地域は、計画地及びその周辺とする。

(3) 調査手法

調査手法は、表 5.3-4 に示すとおりである。

表 5.3-4 調査手法（工事の完了後）

調査事項		施設の稼働に伴う騒音・振動・低周波音	廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動
調査時点		施設の稼働が、通常の状態に達した時点とする。	施設の稼働が、通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	代表的な 1 日（24 時間）とする。	代表的な 1 日とする。 なお、新施設の稼働後（令和 7 年 10 月以降）は、令和 10 年 3 月まで工事中であることから、廃棄物運搬車両及び工事用車両の影響を含む期間（令和 7 年 12 月）に加えて、工事完了後の期間（令和 10 年 4 月）に実施する。 調査時間は廃棄物等運搬車両の走行する時間（8 時～17 時）を含む 6 時～22 時とする。
	予測条件の状況	【施設の稼働状況】 「予測した事項」と同一期間とする。	【廃棄物等運搬車両、一般車両の状況】 「予測した事項」と同一期間とする。
	環境保全対策の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。	
調査地点	予測した事項	・施設の稼働に伴う騒音 予測地点と同様の計画地敷地境界 4 地点及び敷地境界最大値出現地点とする。（図 5.3-3 参照） ・施設の稼働に伴う振動 予測地点と同様の計画地敷地境界 4 地点及び敷地境界最大値出現地点とする。（図 5.3-4 参照） ・施設の稼働に伴う低周波音 予測地点と同様の計画地敷地境界 4 地点、近傍住居 2 地点とする。（図 5.3-5 参照）	予測地点と同様とし、5 地点とする。（図 5.3-2 参照）
	予測条件の状況	【施設の稼働状況】 計画地内とする。	【廃棄物等運搬車両、一般車両の状況】 「予測した事項」と同様の 5 地点とする。
	環境保全対策の実施状況	計画地及びその周辺とする。	
調査手法	予測した事項	【騒音】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める測定方法による。 【振動】 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「JIS-Z-8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法による。 【低周波音】 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年環境庁）に定める測定方法による。	
	予測条件の状況	【施設の稼働状況】 設備機器の台数、稼働時間、位置について、現地調査（写真撮影）等による。	【廃棄物等運搬車両、一般車両の状況】 方向別・車種別・時間別の直接計測による。
	環境保全対策の実施状況	現地調査（写真撮影）及び関係資料の整理による。	



凡例

- : 計画地
- : 新施設及び関連施設
- : 市界
- : 騒音調査地点（敷地境界）
 - ①北側敷地境界
 - ②東側敷地境界
 - ③南側敷地境界
 - ④西側敷地境界
- : 騒音調査地点（最大値出現地点）
 - ⑤敷地境界最大値出現地点

注 1) ⑤敷地境界最大値出現地点については、評価書の予測結果において、計画地東側が最大値出現地点（昼間）であったため、東側を調査地点とする。

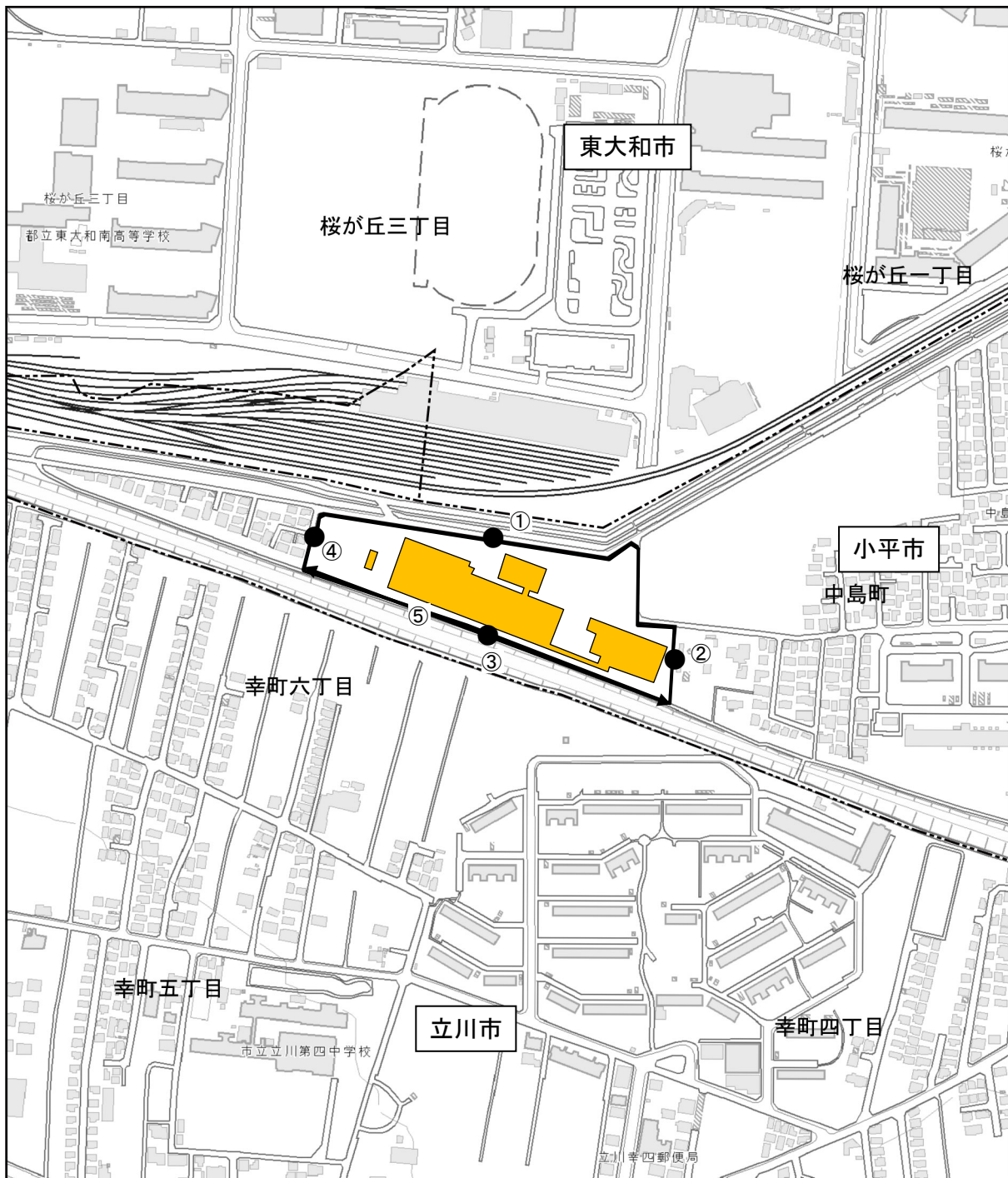


1:5,000

0 50 100 200m

図 5.3-3

施設の稼働に伴う騒音調査
地点



凡例

- : 計画地
- : 新施設及び関連施設
- : 市界
- : 振動調査地点（敷地境界）
 - ① 北側敷地境界
 - ② 東側敷地境界
 - ③ 南側敷地境界
 - ④ 西側敷地境界
- ↔ : 振動調査地点（最大値出現地点）
 - ⑤ 敷地境界最大値出現地点

注 1) ⑤敷地境界最大値出現地点については、評価書の予測結果において、計画地南側が最大値出現地点であったため、南側を調査地点とする。



1:5,000

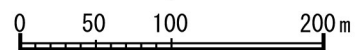


図 5.3-4

施設の稼働に伴う振動調査
地点

